

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置復水器(B)第2水室ボール捕集器差圧計点検時、計器精度外(計器精度3倍超え)が認められたため、当該計器を校正。	G	
2	3号機	取水設備スクリーンピット下部において、ヘド口の溜まりが認められたため、ピット内を清掃。	対象外	
3	4号機	加熱蒸気戻り系凝縮水移送ポンプ(B)において、グラウンド受け排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	G	
4	4号機	設備パトロールにおいて、活性炭ホールドアップ建屋換気空調系給気処理装置フィルタ差圧計の指示値にハンチングが認められたため、当該計器を点検。	G	